報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

東北管区行政評価局

平成 28 年 8 月 5 日

障害者自動車運転免許取得費助成事業の適切な運用について
－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡－

東北管区行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（※）に諮り、同会議からの「障害者自動車運転免許取得費助成金の申請期間の設定、その適用については、障害者に配慮して、より柔軟な方向で改善することが求められる。」等の意見を踏まえて、平成 28 年 8 月 5 日、宮城県及び仙台市（政令市）に参考連絡しました。

（行政相談の要旨）

障害者が自動車運転免許を取得する費用を助成する制度があることを知り、平成 27 年 1 月に宮城県内のＡ市町村役場を訪れ申請書類を受領した。担当者からは、免許取得後いつでも都合のいいときに申請に来るよう言われただけで、申請期間については、交付申請書に記載もなく、詳しい説明もなかった。

平成 27 年 2 月から自動車教習所に通い、同年 5 月に運転免許を取得し、同年 8 月末日に同役場で自動車運転免許取得費助成の申請を行った。その後、結果について何ら連絡がないため同役場に手紙を書いたところ、申請から約 2 か月が経った 10 月下旬に、申請期間を過ぎた申請であったため却下するとの文書通知があった。同役場に出向き当初の説明と異なる旨抗議したが、申請期間を過ぎているため認められないとのことであった。

私にとって、教習を受けるために要した費用に対する助成額（要した費用の 3 分の 2（上限 10 万円））は貴重なものであり、納得がいかないので、申請期間など制度の説明、周知・広報をきちんと行うとともに、申請した助成金を支給してほしい。

※　行政苦情救済推進会議（座長：斉藤睦男　仙台弁護士会弁護士）は、苦情事案の処理等に当たって、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った的確かつ効果的な処理を推進するため、開催しています。同会議での意見を踏まえて、苦情の原因となっている行政の制度・運営そのものの改善を図っています。

（東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議の意見）

○　障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の趣旨を踏まえれば、障害者に対する行政サービスは、可能な限り公平に提供されるべきものであり、本相談のようなケースについては、広く個別救済が図られるよう措置されることが望ましいと考えられる。

○　申請期間の設定、その適用については、障害者に配慮して、より柔軟な方向で改善することが求められる。

○　本相談のようなケースが発生しないよう、市町村窓口において、申請手続についてより親切、丁寧に、分かりやすく説明するとともに、指定自動車教習所等の関係機関と連携を図るなどして、制度のＰＲを一層充実させることが求められる。

○　当該助成事業は、市町村の自治事務であり、各市町村の独自の判断により実施されているが、今回の審議によって明らかとなった行政上の課題や改善の方向性について認識していただくため、県及び市町村に対して情報提供する必要があると考えられる。

（宮城県及び仙台市に対する参考連絡の内容）

障害者自動車運転免許取得費助成事業を実施する市町村は、本相談の内容を踏まえて、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営み、社会参加の機会をより一層確保するという本制度の趣旨に鑑み、次の方向に沿って取り組むことが望ましいと考えられます。

①　助成金の申請期間

他の地方公共団体の取組状況も参考に、より障害者に配慮した期間となるよう、やむを得ない事情により期間内に申請できなかった場合の救済措置を含め、必要に応じて弾力化を図ること。

②　窓口対応、周知・広報

市町村窓口においては、障害者が十分理解できるよう丁寧に説明するとともに、指定自動車教習所等の関係機関と連携を図るなどして、より効果的に周知・広報すること。

【本件照会先】
東北管区行政評価局
首席行政相談官　原田　秀一
電話：０２２－２６２－７８４０

≪説　明≫

1　障害者自動車運転免許取得費助成事業の概要

障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が実施する「地域生活支援事業」（平成 18 年度事業開始）の一つであり、障害者が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するものである。

また、国は、予算の範囲内で市町村及び都道府県が支出する地域生活支援事業の費用の 100 分の 50 以内を補助することができるとされている（負担割合：国 50%、都道府県 25%、市町村 25%）。

なお、障害者自動車運転免許取得費助成事業に係る財源については、平成 28 年度から地方交付税が充てられている。

2　本件に係る調査結果

(1)　障害者自動車運転免許取得費の助成に係る申請期間の設定状況等

東北管内の 60 市町村（宮城県内 35 全市町村、宮城県以外の 5 県は 5 市町村ずつ抽出した計 25 市町村）を対象として、障害者自動車運転免許取得費の助成に係る申請期間の設定状況について調査した結果、表 1 のとおり、当該助成事業を実施していない 1 市町村を除いた 59 市町村のうち、ⅰ）「免許取得前」としているものが 33 市町村（55.9%）、ⅱ）「免許取得後」としているものが 18 市町村（30.5%）、ⅲ）「免許取得前又は取得後 6 か月以内」と免許取得の前後どちらでもよいこととしているものが 3 市町村（5.1%）、ⅳ）「申請期間の定めがない」ものが 5 市町村（8.5%）となっており、市町村によって異なっている状況がみられる。

表 1　市町村における障害者自動車運転免許取得費助成に係る申請期間の設定状況

（単位：市町村）

申請期間の設定状況		宮城県内の市町村	宮城県以外の市町村(注３)	合　計
免許取得前	教習所入校前	17	10	27
	教習開始前	2	―	2
	免許取得前	3	1	4
	小計	22	11	33
免許取得後	免許取得から 30 日以内	1	―	1
	免許取得の翌日から 30 日以内	2	―	2
	免許取得から 2 か月以内	1	1	2
	免許取得から 3 か月以内	―	1	1
	免許取得から 6 か月以内	―	7	7
	免許取得から 1 年以内	4	―	4

	免許取得後（申請期限の定めなし）	―	1	1
	小計	8	10	18
免許取得前又は取得後6か月以内		2	1	3
申請期間の定めがない		2	3	5
合　　計		34	25	59

（注）1　当局の調査結果による（平成28年6月1日現在）。
2　宮城県内の35市町村のうち、1市町村は当該助成事業を実施していない。
3　宮城県以外の市町村は、宮城県を除く東北地方5県から各5市町村を抽出して調査したものである。

また、市町村における申請期間の設定理由を確認したところ、次のような回答がみられた。

（「免許取得前」の申請としている場合）
- 補助事業であるため、自動車教習所に入校する前に申請を受け、交付の可否を審査することとしている。（Ｂ市）
- 助成の有無を確認してから自動車教習所に入校するかどうかを判断する方もいると考えられることから、入校前の申請としている。（Ｃ市）

（「免許取得後」の申請としている場合）
- 申請者の負担とならないよう、余裕をみて設定している。（免許取得から2か月以内：Ｄ市、免許取得から1年以内：Ｅ町）

なお、「免許取得前」の申請としている市町村においては、助成金を受けるためには、基本的には年度内に運転免許を取得することが必要とされているが、次のとおり、障害者の利益を考慮して、年度内に取得できなかった場合であっても助成金を支給できる措置を講じている例がみられる。

【事例1（Ｆ市：教習所入校前申請）】
助成金の支給を交付申請日の属する年度から次年度末まで可能にしている上、市長が特別の事情があると認めた場合は、助成金を支給できることとしている。

【事例2（Ｇ市、Ｈ町、Ｉ町：教習所入校前申請）】
助成金の支給の決定を受けた日の属する年度内に運転免許を取得できなかったときは、次年度において、再度支給の申請をしてもらうこととしている。

⑵ 障害者自動車運転免許取得費助成事業に係る周知・広報の実施状況

宮城県内の 34 市町村（当該助成事業を実施していない 1 市町村を除く。）における当該助成事業に係る周知・広報の実施状況を調査した結果、周知・広報を実施していると回答したところが 31 市町村、周知・広報を実施していないと回答したところが 3 市町村となっている。

また、周知・広報を実施している 31 市町村について、その具体的な実施方法をみると、表 2 のとおり、ⅰ）「障害者手帳交付時又は個別相談時に資料を配布し説明している」が 19 市町村、ⅱ）「ホームページ・広報紙等に記事を掲載し周知している」が 13 市町村、ⅲ）「市町村障害者計画やガイドブックを全戸配布し周知している」が 2 市町村となっているほか、ⅳ）「支援学校、サービス事業所と連携し、障害者に係る支援会議などの場で説明している」が 5 市町村、ⅴ）「市町村内の自動車教習所にポスター・チラシを配布し、入校相談時に説明を依頼している」が 1 市町村と、関係機関等と連携して効果的な周知・広報に努めている市町村もみられる。

表 2　　市町村における当該助成事業に係る周知・広報の実施方法

周知・広報の実施方法	市町村数（延べ数）
障害者手帳交付時又は個別相談時に資料を配布し説明している	19
ホームページ・広報紙等に記事を掲載し周知している	13
市町村障害者計画やガイドブックを全戸配布し周知している	2
支援学校、サービス事業所と連携し、障害者に係る支援会議などの場で説明している	5
市町村内の自動車教習所にポスター・チラシを配布し、入校相談時に説明を依頼している	1

（注）当局の調査結果による。

3　本件に係る関係団体の意見

○　障害者団体Ｊ

・　障害者の中には、健常者であれば解ける問題でも、読み解きに時間を要して、学科試験がなかなか通らず苦労している方がいると聞く。助成の申請期間について、余裕を持った設定にしていただくなど、障害者への配慮を是非お願いしたい。

・　市町村のホームページを見ると、市町村によって掲載内容にばらつきがあるようだ。申請期間を明記しているところと、そうでないところがある。行政は、今回のような相談が起こらないように、できるだけ分かりやすく周知・広報をしていただきたい。

・　制度の周知・広報について、今後、行政から要請があれば、当団体としても、できる範囲で協力していきたい。

○　障害者団体Ｋ

・　障害者が行政機関の窓口を訪れる際、誰か付き添って窓口に行ってくれればいいが、一人の場合は、行政側の説明をどこまで理解できるのか不安な面がある。行政は、障害者が話の内容を十分理解できるよう、あらゆる面で障害者への配慮、工夫をしていただきたい。

・　障害者が運転免許を取得する場合、技能試験は受かっても、学科試験がなかなか通らず、時間がかかってしまうという話をよく耳にする。そういうことからも、申請期間の設定について、障害者の不利益にならないよう、ある程度弾力的に運用できるような制度にしてもらえたらと思う。

・　これまで当団体に対して、助成事業の周知依頼がなされたことはないが、当団体加入事業所に協力を求め、制度の活用をＰＲすることについては協力できると思う。

○障害者総合支援法（抄）

（市町村等の責務）

第 2 条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律 （昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 7 号 に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二　障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三　意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2　都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二　市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

三　障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四　市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

3　国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4　国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

（市町村の地域生活支援事業）

第 77 条　市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二　障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立

した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業

三　障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五　障害者に係る民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六　聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

七　意思疎通支援を行う者を養成する事業

八　移動支援事業

九　障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2　都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3　市町村は、第 1 項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

【参考２】

東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議

平成 28 年 8 月 1 日現在の構成員（敬称略、座長を除き五十音順）は、次のとおり。

（座長）斉藤　睦男　　弁護士

遠藤　恵子　公益財団法人せんだい男女共同参画財団理事
兼アドバイザリーフェロー

小宅　　厚　　東北行政相談委員連合協議会会長

武田　真一　　河北新報社防災・教育室長兼論説委員会委員

藤田　祐子　　弁護士

渡辺　静吉　　仙台商工会議所副会頭